

公共工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供 要求等についての対応要領

(目的)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事及び建設関連業務委託の入札・契約業務に関し、職員が県の内外から受ける不当な情報提供要求及び働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札・契約業務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事及び建設関連業務委託」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建設工事
- (2) 測量、設計、調査等の建設工事に関連する業務委託
- (3) 道路維持管理、伐採等の建設関連維持管理業務の業務委託

2 この要領において「不当な情報提供要求」とは、予定価格、最低制限価格等に関して非公表の情報及び法令違反に繋がる可能性のある次の情報を職員から聞き出そうとする行為とする。(県の他の職員が当該入札執行業務の適正な実施のため業務として必要とする場合を除く。)

- (1) 競争入札等の参加企業の名称及び数
- (2) 予定価格(事後公表の場合)・設計価格の全部又は一部、及び事前公表していない歩掛や単価
- (3) 最低制限価格・低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査失格基準価格(以下「最低制限価格等」という。)の全部又は一部
- (4) 総合評価方式の落札者決定に係る評価点

3 入札公告等の定めに基づき、設計数量・製品の種類・現場条件等の疑義、公表された積算基準等の問合せを行うことは、この要領において「不当な情報提供要求」に該当しないものとする。

4 この要領において「不当な働きかけ」とは、入札執行に関して法令違反に繋がる可能性のある次の行為を職員に行うこととする。

- (1) 談合など反社会的行為に繋がると判断される働きかけ

(対応、記録及び報告等)

第3条 職員は、県の内外からの不当な情報提供要求及びその疑いのある要求に対しては、直接回答しないものとする。また、当該情報提供要求者の相手方の氏名、連絡先等の確認を行うものとする。なお、入札案件に関するもので、不当な情報提供要求以外の必要とする情報は、書面又は電子メールの方法により、問合せを行うものとする。

2 職員は、県の内外から不当な情報提供要求又は働きかけ並びにそれらの疑いのある要求等を受けたときは、「不当な情報提供要求・働きかけ記録簿」(別記様式。以下「記録簿」という。)を作成するものとし、速やかに当該情報提供要求の内容及び対応等につ

いて、記録簿に正確かつ簡潔に記載するものとする。当該情報提供要求者の氏名、連絡先等の確認ができない場合においても、氏名、連絡先等不詳で整理するものとする。

なお、記録簿の作成の有無について、疑義がある場合は、建設・技術課に確認するものとする。

- 3 職員は前項の規定により記録簿を作成したときは、速やかにその職員が所属する課(現地機関にあつては所)等の長(以下「所属長」という。)に報告しなければならない。
- 4 所属長は、前項に規定する報告を受けたときは、建設・技術課長に報告しなければならない。この場合において、当該報告に係る案件が複数の課等に関係するときは、所属長は、あらかじめ、関係課と協議しなければならない。
- 5 建設・技術課長は、前項により報告を受けたときは、県土整備部長に報告しなければならない。
- 6 県土整備部長は、前項により報告を受けたときは、その内容が重要であると認めるときは、知事に報告するものとする。ただし、県土整備部長は、県土整備部以外の案件について、必要と判断した場合は、関係部局の長に知事への報告を依頼するものとする。
- 7 職員は、上司、同僚等、県に勤務する他の職員が不当な情報提供要求又は働きかけに関与していることを知り得た場合は、この要領に定める取扱いの他に、県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)実施要領第3条第1項に基づき知事又は県民窓口へ通報するものとする。

(記録票の保管)

第4条 所属長は、記録簿を適正に保管・保存しなければならない。

(公表等)

第5条 県土整備部長は、不当な情報提供要求又は働きかけの内容を確認のうえ、その内容を随時公表するものとする。

- 2 県土整備部長及び所属長は、入札・契約業務等の適正な執行及び職員の円滑な事務の執行を確保するため、不当な情報提供要求又は働きかけ並びにそれらの疑いのある要求等を受けたときは、その内容に応じて組織として必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、予定価格、最低制限価格等を聞きだそうとするなど不当な情報提供要求を行ったと認められた場合は、情報入手の有無に関わらず、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」第2条別表第2(その2)第4項の規定に基づき指名停止を行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別紙（第3条関係）

不当な情報提供要求・働きかけ記録簿

平成 年 月 日

記録者（所属）

（職名）

（氏名）

対応日時	平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
対応方法・場所	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ） 場所：
相手方の住所・氏名・電話番号等	住 所： 団体名等： 氏 名： 電話番号：
内 容	
対 応	
処 理 状 況 ・ そ の 他	
備 考	

不当な情報提供要求等の対応の基本的なフロー図

